

令和3年度第1回岩手県建築審査会

〈議案書〉

日時 令和3年5月27日(木) 午前10時30分から

場所 岩手県庁 8階 8-L会議室

議事(1) 諮問事項

建築基準法第 48 条第 10 項ただし書の規定による建築物の許可について（陸前高田市）

建築基準法第 48 条第 10 項ただし書の規定による許可の建築計画概要

- 1 申請者 陸前高田市長 戸羽 太

- 2 敷地の位置等
 - (1) 地名地番 陸前高田市高田町字馬場前 101-1 他 (KC17-2 街区 3-1 画地)
 - (2) 用途地域 商業地域
 - (3) 防火地域 準防火地域
 - (4) 敷地面積 4,010.60 m²
 - (5) 主要用途 工場
 - (6) 復興特区法 復興推進計画に定めた復興特定区域

- 3 建築物の概要
 - (1) 棟-1 (工場、物品販売業を営む店舗、飲食店)
 - ア 工事種別 新築
 - イ 構造・規模 鉄骨造平屋建
 - ウ 延べ床面積 1,718.80 m²
 - エ 最高の高さ 9.60m
 - (2) 棟-2 (ゴミ置き場)
 - ア 工事種別 新築
 - イ 構造・規模 鉄骨造平屋建
 - ウ 延べ床面積 15.75 m²
 - エ 最高の高さ 2.87m

- 4 同意を求める理由

当該敷地は商業地域となっており、第 48 条第 10 項の規定により原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 150 m²を超えるものは建築を規制される地域である。

棟-1 の工場部分は原動機を使用し、床面積は 1,377.59 m²である。その中の作業所の床面積が 150 m²を超過 (約 850 m²) している。

- 5 審査結果

東日本大震災復興特別区域法第 15 条の規定により、「復興推進事業として、復興建築物整備事業を定めた復興推進計画について、大臣の認定を受けたときは、建築基準法第 48 条第 10 項ただし書の適用において、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合」と読み替えることとなり、本申請建築物については、陸前高田市が策定した復興計画基本方針に適合すると認められることから、許可しようとするものである。